

○枚方市地域担当職員設置規程

平成28年3月31日

訓令第1号

(設置)

第1条 地域住民団体との協働を推進し、及び密接な連携を図り、並びに協働のまちづくりに資する人材を育成するとともに、地域社会の活性化に資することにより、協働のまちづくりを推進するため、地域担当職員を置く。

(担当事務)

第2条 地域担当職員の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民団体が主催する会議その他の行事に参加し、当該地域における良好な地域社会の維持及び形成に係る課題の把握並びに当該課題の解決に向けた情報の提供を行うこと。
- (2) 地域住民団体からの当該地域における良好な地域社会の維持及び形成に係る相談に応じ、関係部課との連絡調整を行うこと。

(指揮監督等)

第3条 地域担当職員は、その担当事務を処理するに当たっては、市民安全部長又は市民活動課長の指揮監督を受けるものとする。

- 2 市民安全部長は、地域担当職員がその担当事務を処理するために必要な研修を実施しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、市民安全部長及び市民活動課長は、地域担当職員がその担当事務を処理するに当たっては、その管理監督を行う立場にある者として、必要な支援を行わなければならない。

(任命)

第4条 市長は、市長部局の職制に関する規則（平成15年枚方市規則第38号）第3条第1項に規定する課長代理の職と同等以上の職にある者のうちから、別に定める地域ごとに、地域担当職員を、原則として3人任命する。

- 2 市長は、他の執行機関と協議して、これらの執行機関の事務を補助する職員（前項に規定する職に相当する職にある者に限る。以下この項において同じ。）又はこれらの執行機関の管理に属する機関の職員を地域担当職員に任命することがある。上下水道事業管理者若しくは病院事業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員又は議会事務局の職員についても、また、同様とする。

(任期)

第5条 地域担当職員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(地域担当職員連絡調整会議)

第6条 地域担当職員が把握した課題の共有を図るとともに、地域担当職員の連携を図るため、地域担当職員連絡調整会議を置く。

2 地域担当職員連絡調整会議は、市民安全部長、市民安全部次長（当該職にある者が複数ある場合にあっては、市民安全部長が指名する者）、市民活動課長及び地域担当職員で構成する。

3 地域担当職員連絡調整会議の会議は、市民安全部長が招集する。

4 市民安全部長は、地域担当職員連絡調整会議の会議の議長となる。

5 市民安全部長は、必要があると認めるときは、地域担当職員連絡調整会議の会議に、第2項に規定する者以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 地域担当職員の担当事務及び地域担当職員連絡調整会議に関する庶務は、市民安全部市民活動課が担当する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、地域担当職員及び地域担当職員連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

総務委員協議会資料

市民安全部市民活動課

案 件

・ 地域担当職員制度の導入について

1. 政策等の背景・目的及び効果

新しい枚方の創造に向けた骨格を形成するための重要なキーワードの一つである「協働によるまちづくりの推進」に向けた具体的な取り組みを行うため、現在、地域の窓口である校区コミュニティ協議会と定期的に情報交換を行い、地域の課題を把握するとともに、一緒に解決策を考えていくための仕組みとして、地域に市職員を配置する「地域担当職員制度」の導入を検討しています。

同制度の取り組みにより、地域と協働したまちづくりを進め、市民満足度の向上を図っていききたいと考えており、現時点での進捗状況を報告するものです。

2. 内容

(1) 地域担当職員の配置形態等

①配置する人数

枚方市コミュニティ連絡協議会の4つのブロックごとに3名程度配置

●枚方市コミュニティ連絡協議会のブロック構成

ブロック	小学校区	校区数
北 部	樟葉、樟葉北、樟葉西、樟葉南、牧野、西牧野、殿二、平野、招提、船橋	10
東 部	長尾、西長尾、田口山、菅原、菅原東、藤阪、津田、津田南、氷室	9
中 部	磯島、小倉、交北、殿一、山田、山田東、高陵、中宮、中宮北、明倫、桜丘、桜丘北	12
南 部	枚方、枚二、伊加賀、蹉跎、蹉跎西、蹉跎東、山之上、五常、開成、香里、香陽、川越、春日、東香里	14

②配置する職員の役職

管理職の中から任命（通常業務と兼務）

③担当職員の構成

- ・ 統括コーディネーター（各ブロック担当職員の代表）
- ・ コーディネーター（統括コーディネーター以外の職員）

④担当期間

原則3年以上

⑤連絡調整会議の設置

ブロック間の連絡調整や地域課題の共有化を図るため、庁内に連絡調整会議を設置

(2) 地域担当職員の役割

①各ブロック会議等への参加

各ブロックの会議に参加するとともに、必要に応じて、枚方市コミュニティ連絡協議会の役員会、校区代表者会議に参加し、行政からの情報提供や意見交換を行う。

②各地域の課題解決に向けた調整

各ブロックの窓口となり、地域課題について関係部署との連絡調整を行う。

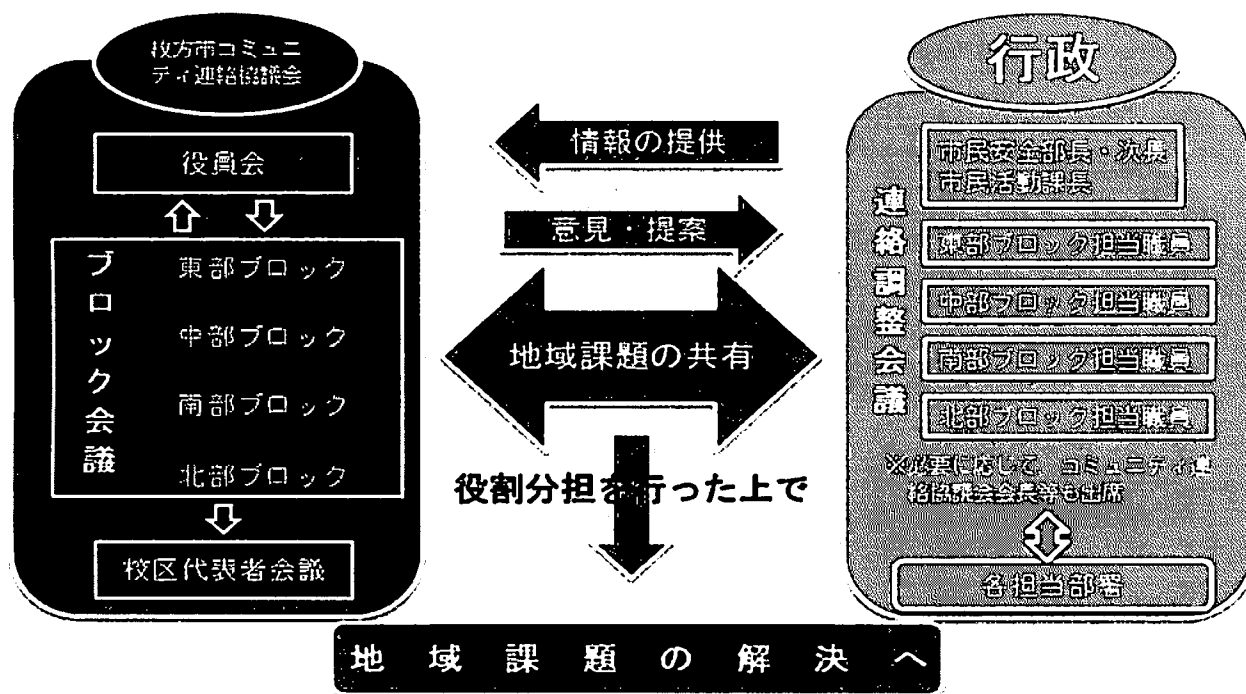
③庁内の地域担当職員の連絡調整会議への参加

各ブロック担当職員同士の連絡調整を行い、地域課題の共有化を図る。

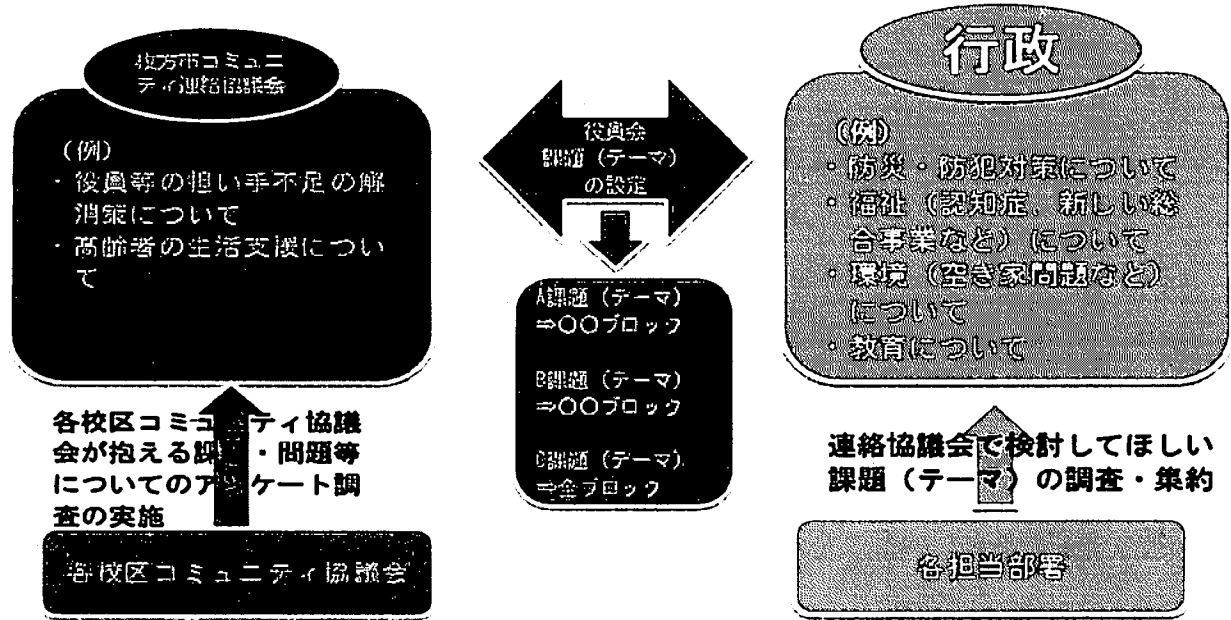
④協働に関する研修への参加

協働に関する研修・講演会等に参加し、地域担当職員の協働によるまちづくりの意識の醸成を図る。

(3) 協働によるまちづくりのイメージ



(4) 取り組みの具体例



3. 今後の予定

平成28年4月～5月 地域担当職員の任命

6月 枚方市コミュニティ連絡協議会総会において地域担当職員を紹介。その後、各ブロックに職員を配置

4. 総合計画における根拠・位置付け

第6章 第1節 3. 市民のまちづくり活動を促進する

5. 関係法令・条例等

枚方市地域担当職員に関する規則 (予定)

6. 事業費・財源及びコスト

50千円 (協働に関する研修費用)